

**第 1 類**  
**動物（生きているものに限る。）**

## 注

- 1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。
- (a) 第 03.01 項、第 03.06 項、第 03.07 項又は第 03.08 項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物
  - (b) 第 30.02 項の培養微生物その他の物品
  - (c) 第 95.08 項の動物

## 総 説

この類には、食用又はその他の用途に供される全ての生きている動物を含む。ただし、次のものを除く。

- (1) 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物
- (2) 30.02 項の培養微生物その他の物品
- (3) サーカス、動物園、その他類似の巡回動物ショーの一部を構成する動物（95.08）

輸送中に死んだ動物（昆虫類を含む。）は、食用に適する動物の場合には、02.01 項から 02.05 項まで、02.07 項、02.08 項又は 04.10 項に属し、その他の場合には、05.11 項に属する。

**01.01 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）**

## 一馬

- 0101.21—純粋種の繁殖用のもの
- 0101.29—その他のもの
- 0101.30—ろ馬
- 0101.90—その他のもの

この項には、馬（牝馬、牡馬、去勢馬、子馬及びポニー）、ろ馬、ら馬及びヒニーを含む（家畜であるか野生であるかを問わない）。

ら馬は、ろ馬と牝馬との、ヒニーは、牡馬とろ馬との交雑種である。

\*

\* \*

## 号の解説

## 0101.21

0101.21 号において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。

## 01.02 牛（生きているものに限る。）

—家畜のもの

0102.21—純粋種の繁殖用のもの

0102.29—その他のもの

—水牛

0102.31—純粋種の繁殖用のもの

0102.39—その他のもの

0102.90—その他のもの

この項には、牛亜科に属するすべての動物を含む（家畜であるかないか、また、それらの用途（例えば、家畜用、飼育用、肥育用、繁殖用、屠殺用）を問わない。）。

この項には、次の物品を含む。

(1) 家畜のもの：これらには、*Bos*、*Bibos*、*Novibos* 及び *Poephagus* の4つの亜属に分けられるウシ属 (genus *Bos*) の動物を含む。

(A) 一般の牛 (*Bos taurus*)、ゼビュー (肩峰牛又は幫牛ともいう。) (*Bos indicus*) 及び Watussi 牛。

(B) *Bibos* 亜属のアジア牛：ガウル (*Bos gaurus*)、ガヤール (*Bos frontalis*)、バンテング (*Bos sondaicus* 又は *Bos javanicus*) 等

(C) *Poephagus* 亜属の動物：チベット・ヤク (*Bos grunniens*) 等

(2) 水牛：これらには、水牛属 (genus *Bubalus*)、*Syncerus* 属及び野牛属 (genus *Bison*) の動物を含む。

(A) 水牛属 (genus *Bubalus*)：インド水牛又は水牛 (*Bubalus bubalus*)、アジア水牛又は arni (*Bubalus arni*) 及び Celebese anoa 又は pigmy buffalo (*Bubalus depressicornis* 又は *Anoa depressicornis*) を含む。

(B) *Syncerus* 属のアフリカ水牛：小型の水牛 (*Syncerus nanus*)、大型の Caffrarian 水牛 (*Syncerus caffer*) 等

(C) 野牛属 (genus *Bison*)：すなわち、アメリカ野牛 (*Bison bison*) 又は「バッファロー」及びヨーロッパ野牛 (*Bison bonasus*)

(D) Beeffalo (bison と肉用牛の交雑種)

(3) その他のもの (ヨツヅノレイヨウ (*Tetracerus quadricornis*) 及びネジレッツノレイヨウ (*Taurotragus* 属及び *Tragelaphus* 属) を含む。)

\*

\* \*

0102. 21 及び 0102. 31

0102. 21 号及び 0102. 31 号において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。

### 01.03 豚（生きているものに限る。）

0103. 10—純粋種の繁殖用のもの

—その他のもの

0103. 91— 1頭の重量が 50 キログラム未満のもの

0103. 92— 1頭の重量が 50 キログラム以上のもの

この項には、家畜としての豚及び野生の豚（例えば、いのしし）を含む。

\*

\* \*

号の解説

0103. 10

0103. 10 号において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。

0103. 91 及び 0103. 92

0103. 91 号及び 0103. 92 号において、特定の重量区分は一頭毎の重量である。

### 01.04 羊及びやぎ（生きているものに限る。）

0104. 10—羊

0104. 20—やぎ

この項には家畜又は野生の羊（牡羊、牝羊及び子羊）並びに家畜又は野生のやぎ及び子やぎを含む。

### 01.05 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）

— 1羽の重量が 185 グラム以下のもの

0105. 11— 鶏（ガルルス・ドメスティクス）

0105. 12— 七面鳥

0105. 13— あひる

- 0105.14—がちょう
- 0105.15—ほろほろ鳥
  - その他のもの
- 0105.94—鶏（ガルルス・ドメスティクス）
- 0105.99—その他のもの

この項には、この項に特掲された種類の生きている家きんのみを含む。鶏（ガルルス・ドメスティクス）には、ひな及び去勢鶏を含む。他の生きている鳥類（例えば、やまうずら、きじ、鳩、まがも（wild duck）、かり（wild geese））は含まない（01.06）。

\*  
\* \*

#### 号の解説

- 0105.11、0105.12、0105.13、0105.14 及び 0105.15
  - 0105.11 号、0105.12 号、0105.13 号、0105.14 号及び 0105.15 号において、特定の重量区分は、1羽毎の鳥の重量である。

#### 01.06 その他の動物（生きているものに限る。）

- 哺乳類
- 0106.11—霊長類
- 0106.12—くじら目、海牛目及び鱈（き）脚下目
- 0106.13—らくだ科
- 0106.14—うさぎ
- 0106.19—その他のもの
- 0106.20—爬（は）虫類
  - 鳥類
- 0106.31—猛きん類
- 0106.32—おうむ目
- 0106.33—エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちょう
- 0106.39—その他のもの
  - 昆虫類
- 0106.41—蜂
- 0106.49—その他のもの
- 0106.90—その他のもの

この項には、次の家畜又は野生の動物（生きているものに限る。）を含む。

## (A) 哺乳類

## (1) 霊長類

## (2) くじら目、海牛目及び鱈(き) 脚下目

(3) その他のもの(例えば、となかひ、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、レイヨウ(牛亜科に属するものを除く)、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育されるその他の動物)

## (B) 爬(は) 虫類

## (C) 鳥類

## (1) 猛禽(きん) 類

## (2) おうむ目

(3) その他のもの(例えば、やまうずら、きじ、うずら、やましぎ、しぎ、鳩、らいちょう、ほおじろ(ortolan)、まがも、かり、つぐみ(thrushes)、くろどり(blackbirds)、ひばり(larks)、フィンチ(finches)、しじゅうから(tits)、はちどり(humming birds)、くじゃく(peacocks)、白鳥及びその他 01.05 項に掲げられてない鳥等)

(D) 昆虫類(例えば、蜂(移動箱、かご及び巣箱に入っているかいないかを問わない。))

(E) その他のもの(例えば、かえる)

この類には、サーカス、巡回動物園又は巡回動物ショーに使用される動物を含まない(95.08)。